

信用補完制度のあり方に関する検討小委員会とりまとめ(案)に対する意見の概要とそれに対する考え方

- 提出者：中小企業団体、保証協会、金融機関団体、中小企業経営者、個人など80の団体又は個人
- 提出方法：電子メール、FAX等

【定義】

- 保証協会関係：保証協会及びその職員。
- 中小企業団体関係：中小企業団体及びその職員。
- 金融機関関係：金融機関団体、金融機関、リース会社、ファンド及びその職員。
- 自治体関係：自治体及びその職員。
- 中小企業者等：中小企業経営者、学者、個人等。

保証協会関係	30
中小企業団体関係	20
金融機関関係	11
自治体関係	10
中小企業者等	9
合 計	80

経営支援の強化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係 中小企業団体関係 中小企業者等	商工会等では、資金面のみならず、技術、商品開発等の経営に関する情報を持っている場合もある。経営支援等を強化するに当たっては、商工会議所、商工会、産業支援センター等の中小企業支援機関と連携すべき。	「とりまとめ(案)」においては、金融機関と保証協会とが連携して、創業者や零細企業を含め、中小企業者に対してきめ細かい支援を行っていくことが重要であり、また、専門性を有する中小企業支援機関との連携も重要であるとの指摘がされている。 既に、一部の協会において、必要な体制整備が行われているが、全国展開を促していきたい。今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	経営支援の強化については、保証協会としても積極的に関与すべき。	
保証協会関係	保証協会が取り組むべき経営支援のあり方を明確化すべく検討願いたい。	
保証協会関係 中小企業団体関係	中小企業者の支援に関する必要なノウハウの蓄積のためにも、人的資源の育成や関係者が連携しやすい環境整備や体制強化を強く希望。	
中小企業団体関係	経営支援等は保証協会の責務であり、金融機関と連携して支援することは効果が期待される。また、保証協会において、創業者や零細企業等に対して相談、情報提供等の多様なニーズに的確に対応する姿勢を明確にすることが必要。	
中小企業団体関係	経営支援等については、既存の商工団体があり、そこを活用すべき。斡旋している商工団体にも、もっと道義的責任を持たせるべき。	
中小企業団体関係	適正な体制を設けると保証協会にとっては業務拡大になると思うが、細部に亘る体制作りは可能か。また、企業側での相談頻度が高くなった場合、事務コスト増やマンパワー確保は大丈夫か。	

中小企業団体関係	審査の合理化については、事業者からの意見が多い要望であり、早急に進めていただきたい。	関係者の意見も踏まえ、早急に検討したい。
保証協会関係 中小企業団体関係	金融機関と情報の共有や協力体制の強化による合理化や迅速化は必要と考えるが、一般的な案件全てを金融機関に一元化することは、協会の保証審査責任の希薄化や審査能力の低下等の問題がある。金融機関と保証協会による複眼的な審査により、信用力を発掘できることもある。	「とりまとめ(案)」においては、一般的な案件は、金融機関の審査に一元化するなどにより、一層の審査の効率化や迅速化を図ることが可能であり、一方で、定性要因を充分加味した審査が必要であり、この場合に、保証協会も目利き能力を発揮することなどが望ましい旨の指摘がなされている。今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	元来、金融機関と保証協会との関係は、債権者と保証人といった(利害が相反する)面が基調にあり、審査一元化に係る検討に際しては、この点を考慮すべき。また、守秘義務や個人情報保護の問題等も検討が必要。	
中小企業団体関係	金融機関は、目利き能力を発揮せず、安易に県の制度に過度に頼っているのではないかと。保証協会による直接的な審査の強化が必要。また、案件によっては、保証協会の職員自身が企業側に直接赴き、実態確認するなどの機会を設け、判断の糧とすることが必要。	
中小企業団体関係	保証協会自身、合理化・効率化に努めるのは当然として、人員を増やせない中で行き過ぎると、ややもすれば手抜きに繋がり代弁増になることに留意すべき。	
中小企業団体関係	企業の将来性等を汲み取った保証を行うべき。	

再生支援の強化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係	保証協会参加型の企業再生に向けた取組スキームは早急に立ち上げるべき。	「とりまとめ(案)」においては、厳格な条件を前提として、再生支援の強化に係る取組の重要性が指摘されており、当該条件設定も含め、できる限り、早急に実現したい。今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	再生支援の強化は、保険条件を含め、中小公庫保険部門が認めることが前提となる。同公庫との連携強化をお願いしたい。	
保証協会関係	再生支援の強化は、政策の重要課題と認識しているが、スキルの習得及びノウハウの蓄積が必要であり、段階的な実施を希望。	
中小企業団体関係	再生支援の強化については、モラルハザード防止に留意しつつ、実施されたい。	
保証協会関係	保証付き債権の譲渡については、再生ファンド、サービサー以外にも中小企業の再建に資するのであれば、積極的に対応すべき。	
保証協会関係	譲渡承認に係る適切な基準の中にファンド会社において具体的な再生計画が策定されているなど、早期に事業再生が見込める企業を対象とすべき。	

中小企業団体関係	中小企業再生支援協議会での再生についても、保証協会付きの融資がネックになる場合も聞いており、積極的な再生支援が必要。しかし、サービサーによる強引な回収事例もあることから、サービサーの利用については慎重な対応が必要。	「とりまとめ(案)」においては、保証付き債権の譲渡については、一定の基準の下に認めるべきとの指摘がされている。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
金融機関関係	保証付き債権の譲渡については、公的機関の出資先に限定するといった画一的な基準は、避けるべき。	
金融機関関係	保証付き債権の譲渡可能先に、既に複数金融機関との協働により再生ファンドを運営しているファンド運営者等を加えて欲しい。	
金融機関関係	保証付き債権の譲渡については、譲渡先を中小企業基盤整備機構の出資先等に限定したり、再生支援協議会の再生計画に基づく場合に限定すべきでない。	
保証協会関係 中小企業団体関係	安易な放棄や新規保証は、企業間に不公平感を生じさせたり、モラルハザードを引き起こす等の面から問題があるので、一定の厳格な基準が必要。	「とりまとめ(案)」においては、保証協会が、中小企業に対する目利き能力を活用し、事業の将来性等を十分に見極めること、当該求償権放棄は、中小企業再生支援協議会等が策定した再生計画に基づいたものであること等の厳格な基準を前提として実施すべきとの指摘がなされている。 求償権は、その原資の一部が国民の税金であることから、安易な放棄は行うべきではなく厳格な基準が必要との考え。今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	求償権放棄については、安易に行うべきではないが、求償権先企業が事業再生の可能性があり、経済合理性、回収の機会が得られる場合に限り、求償権を放棄・譲渡するスキームがあっても良い。	
保証協会関係	公的機関である保証協会は、求償権放棄を原則としてすべきではない。ましてや債権を放棄し新規保証することには慎重を期すべき。	
中小企業団体関係	「求償権放棄などをより弾力的に行うことが望まれる」という指摘は重要であり、有効に進められる条件整備の実現が望まれる。なお、債権譲渡に当たっては、保証協会、金融機関、中小企業者の三者の話し合いで進めることを前提とすべき。	
中小企業団体関係	求償権放棄は賛成だが、連帯保証人への求償権放棄により新たな融資が閉ざされることのないようにしていただきたい。	
中小企業団体関係	自治体の経営安定特別相談室が策定した再生計画も活用して欲しい。	
金融機関関係	保証履行を早期に実施できる運用とし、求償権を適正な時価でファンドに売却するか、適正な時価まで放棄するという対応が債務者再生に資するものとする。	
金融機関関係	地域の中小企業の事業再生が進展しない要因のうちで保証付き融資に係る最大の問題点は、保証協会の求償権の放棄・譲渡ができないこと。	

金融機関関係	求償権放棄については、法的処理や中小企業再生支援協議会の再生計画に基づく場合に限定すべきではない。	
中小企業者等	再生支援を利用して国費を利用するのは社会的に許されない。モラルハザード防止のための具体的な規制が必要。	
中小企業者等	求償権の原資が税金であることを考えると慎重な対応が必要。	
保証協会関係	求償権先への新規保証は、求償権先の信用リスクに応じた適切な保証料率を設定すること等の一定の基準を前提として実施すべき。	「とりまとめ(案)」においては、求償権先への新規保証については、着実に返済を行っている中小企業との公平性の確保等にも配慮し、求償権先の信用リスクに応じた適切な保証条件を設定すること等を前提として実施すべきとの指摘がなされている。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	再生が見込まれると判断される企業に対し、再生支援協議会の支援計画がある等の一定基準を設けて、求償権を含めた新規保証を可能とすべき。	
保証協会関係	求償権先への新規保証は企業再生が期待できる措置。ただし、消滅する求償権がセーフティネット保証の場合は、新規保証もその対象としていただきたい。	
保証協会関係	求償権先への新規保証をより積極的に進めるため、再生支援協議会において再生計画が承認された企業に対して別枠の創設などを検討して欲しい。	
保証協会関係	求償権先への新規保証の基準は、企業間の不公平感が生じないよう、厳格なものとすべき。特に求償権の返済実績を重視することが必要。	
中小企業団体関係	求償権先への新規保証は、モラルハザードを引き起こすため、認めるべきではない。	
中小企業団体関係	債務超過などの要注意先企業でも金融機関と協力して再生支援する保証制度等を設けるべき。	
金融機関関係	保証協会が一部代位弁済を行った後も、残債務について「事故扱い」とせずに、求償権先への新規保証を可能としていただきたい。	
保証協会関係	再生ファンドの協会版を連合会に設置し、連合会直轄の担当者を全国に配置するなどにより、協会として、再生に向けた自主的な取組を行うことが必要。	その必要性や適否について、まずは、慎重に調査したい。

担い手の多様化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
中小企業団体関係	保証制度の多様化・柔軟化のための見直し(担い手の多様化、不動産担保や保証人に過度に依存しない保証、料率の弾力化)については、事業者からの意見が多い要望であり、早急に進めていただきたい。	関係者の意見も踏まえ、早急に検討したい。

保証協会関係	ファイナンス会社を保証の対象とすることについては、金利設定、債権管理等に配慮し、慎重に検討すべき。	「とりまとめ(案)」においては、信託会社以外の経営支援の経験も豊富な事業会社を保証の対象に追加することについても、中小企業者に対する適切かつ円滑な資金供給の観点から、検討を進めることが必要であるとの指摘がなされている。 当面は、信託会社のみを対象とすることとし、その他の事業会社については、金利の問題を含め、今後、検討を進める考え。
保証協会関係	ファイナンス会社等は金融機関に比べ相当高い金利を設定しているなどの理由により、ファイナンス会社等を保証対象に加えることには反対。もし加えるのであれば、十分な検討が必要。	
保証協会関係	経営支援の経験が豊富なファイナンス会社を保証の対象に追加することは保証の拡大になるが、融資金利の制限等、厳しい基準が必要である。	
保証協会関係	事業会社の一定の分野における目利き能力は確かに高いものと推察できるが、事業会社を保証対象とすることは、保険収支の一層の悪化を招くことが懸念されることから、慎重に対処されたい。	
保証協会関係	今や多くのファイナンス会社等が、都銀や大手地銀などと中小企業者に対する保証提携業務を行っているが、当該者は、一定のリスクを高い金利設定でカバーしているなど、仮に信用補完制度の対象機関となったとしても、担い手の多様化に資するとは考えにくい。	
中小企業団体関係	担い手の多様化は大いに推進すべき。ただし、信託会社やファイナンス会社を追加する場合には、金融機関や自治体等と同様に、モラルハザードや事故率等に関する十分な検討が望まれる。	
中小企業団体関係	事業会社を信用補完制度の対象に追加するのであれば、事業会社も保証付きであることからリスク分としている金利は当然必要なくなると理解。金利面での制限というか、金融機関並みに近い金利を想定しているのか、どういう方向性なのか具体的に表して欲しい。	
中小企業団体関係	ファイナンス会社等の大々的な活用は、時期尚早ではないか。	
金融機関関係	信用保証の対象にリース債権や延払債権を加えるべき。また、銀行法に基づく適切な監督を受けている銀行子会社を信用補完制度の担い手として対象に追加すること。	
金融機関関係	信用補完制度の機動的な活用により、業績改善や事業成長を果たせる中小企業の潜在的対象社数が非常に多い一方で、従来の金融機関のみでの運用が硬直化している実態からも、信用補完制度の新しい担い手を早期に増やすことが必要。信託会社とファイナンス会社とを区別するのではなく、一括して対象とすべく検討をお願いしたい。	

金融機関関係	事業会社を保証の対象に加えることについては、信用補完制度の収支状況が改善してから検討すべき。	
金融機関関係	担い手の多様化の観点から、保証付き債権の譲渡先を再生ファンドやサービサーだけでなく、個人投資家や機関投資家に拡大することを検討願う。	現在においても、CLOにより間接的ではあるが、個人投資家や機関投資家が、保証付き債権の資金供給の担い手になることは可能であるが、直接債権者になることについては、想定していない。

不動産担保や保証人に過度に依存しない保証

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
中小企業団体関係	保証制度の多様化・柔軟化のための見直し(担い手の多様化、不動産担保や保証人に過度に依存しない保証、料率の弾力化)については、事業者からの意見が多い要望であり、早急に進めていただきたい。	関係者の意見も踏まえ、早急に検討したい。
保証協会関係	担保や保証人の非徴求について積極的に対応しているが、回収手段が限定され、回収率の低下を招いている原因の一つであり、この点を踏まえた議論をしていただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、一概に不動産担保や保証人を徴求することが不適当と言えない場合もあるが、原則として、求償権を保全するための担保や個人的関係に基づく保証人は徴求すべきではなく、特に第三者保証人については、その保証債務の重大性に鑑みれば、原則としてこれを徴求すべきではないとの指摘がなされている。 今後、実態を再調査した上で、引き続き、必要な対応について検討したい。
保証協会関係	第三者保証人などを徴求する場合、保証人として保証金額の限度を定めて徴求する方法は検討できないか。	
保証協会関係	不動産担保や保証人は、ケースバイケースで弾力的な対応が必要。	
保証協会関係	当該部分の記述については十分理解。ただし、どうしても資金が必要な低格付け企業、問題を抱える企業などの支援についても、担保や第三者保証人を求めないことには疑問。	
保証協会関係	一定の取扱条件を定め、本人保証を徴求しないとする考え方には異論はない。しかし、リスクの高い中小企業については、今後も不動産担保や第三者保証人を徴求する等慎重な対応が必要。	
保証協会関係	「とりまとめ(案)」においては、本人保証まで「容認せざるを得ない」という表現になっているが、本人保証をとる必要性について検証すれば、軽々しく本人保証不要とは言えない。	
中小企業団体関係	保証枠を拡大し、中小企業の資金需要等へ対応するなど中小企業のニーズに積極的に対応すること。特に、第三者保証人を徴求しないこと。	
中小企業者等	「一義的に第三者保証を徴求すべきではない」としている点は高く評価されるべきであるが、例外的ケースとして実質的オーナーなどに保証を求める道が残されている点が気がかりである。	

保証協会関係	売掛債権担保融資保証(以下「売債保証」という。)に係る債権譲渡禁止特約の解除については、保証協会の要請だけでは力不足なこともあり、国、自治体及び業界団体に対し、強力に指導していただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、売債保証の一層の利用促進を図るため、関係者の理解が進むよう、引き続き、市町村への働きかけや協会幹部の積極的取組が必要との指摘がなされている。 引き続き、自治体等に要請したい。
保証協会関係	売債保証は一定の効果が出たところであり、今後は市場の動向を注視すべき。	
保証協会関係	売債保証の推進には、自治体の協力が必要で、特に、債権譲渡禁止特約の解除に係る対応が不可欠。	
金融機関関係	売債保証について、利用者の利便性を一層向上するとともに、市町村に加え、都道府県に対する働きかけも必要。	
自治体関係	売債保証は、債権譲渡禁止特約の解除についての対応が行政機関においてさえなかなか進まないところがあるため、国においてさらに強い具体的働きかけや取組を行う必要がある。	
保証協会関係	動産担保が検討されているが、換金性のある動産は事前に処分されやすく、残っているのは、不良在庫等の価値のないものが多いため、本検討については、慎重を要する。	「とりまとめ(案)」においては、動産担保融資や知的財産権等に着目した融資の本格的活用のためには、価値の評価や二次市場の発展など環境整備が待たれるところであるが、金融機関と積極的に協力しつつ、その活用について、引き続き、検討すべきとの指摘がなされている。 今後、関係者の意見、取り巻く環境を注視しながら引き続き検討したい。
自治体関係	動産担保融資や知的財産等に着目した融資について、別枠での制度化も含む具体的な検討を行い、今回の見直しにあわせて信用補完制度に位置づけるべき。	
保証協会関係	信用補完制度の方向性が部分保証にあることは充分理解できるが、部分保証正式導入までの間におけるＣＬＯの部分保証の割合及び運用方法は保証協会の判断に任せられないか御検討いただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、１００％保証ＣＬＯについては、かえって証券化コストの分だけ中小企業者のコストが高まり、敢えて証券化する意味がないことから、部分保証で対応すべきであるとの指摘がなされている。 通常の１００％保証による貸出との対比においては、指摘のとおりであり、この指摘を踏まえ、実施する考え。詳細設計については、関係者の意見も踏まえ、速やかに決定したい。
金融機関関係	ＣＬＯについて、１００％保証の場合に、部分保証に比べてコストアップとなる理由をお示しいただきたい。	
金融機関関係	募集型ＣＬＯの意義が、金融環境による金融機関の資金繰り状況等にかかわらず中小企業が資金調達を行える仕組みであるべきことから、部分保証型ＣＬＯでは対象企業を限定することとなることも含め、ＣＬＯの実施意義を低下させることにもなりかねず、むしろ１００％保証で対応すべき。	
自治体関係	自治体主導のＣＬＯ及びＣＢＯへの部分保証導入については、中小企業債券市場の育成等への影響に配慮し、導入時期や保証割合について十分な配慮をお願いしたい。	

中小企業者等	担保や保証人については、「必要である」と文章が締めくくられているが、第三者保証人を徴求する場合における当該者への説明などは、「…を行う」と締めくくらなければ、対応策になり得ない。	「とりまとめ(案)」は、審議会としてのものであるため、このような記述となっている。 当省としては、審議会のこのような指摘を踏まえ、適切な対応について検討を行う。
保証協会関係	特定社債保証制度について見直しを行い、適債基準の緩和や保証料率の見直しを含めて検討していただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、特定社債保証制度についても見直しを検討すべきとの指摘がなされている。 今後、関係者の意見も踏まえ、早急に検討したい。
保証協会関係	特定社債保証制度の取扱いは伸び悩んでおり、さらに制度としての存在感も薄れてきていることから本制度は発展的に解消すべき。	
金融機関関係	保証協会での特定社債保証制度について見直しを検討し、適債基準を緩和すべき。	

料率の弾力化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
中小企業団体関係	保証制度の多様化・柔軟化のための見直し(担い手の多様化、不動産担保や保証人に過度に依存しない保証、料率の弾力化)については、事業者からの意見が多い要望であり、早急に進めていただきたい。	関係者の意見も踏まえ、早急に検討したい。
保証協会関係	料率の弾力化に賛成。リスク対応型の保証料・保険料が導入されると、「とりまとめ(案)」にあるとおり、保証協会においては、より効果的・多角的な保証取組が可能になる。	
保証協会関係	料率の弾力化については、優良な保証先にとっては保証料の割高感があると思われ、優良先の確保の観点からリスクに応じた保証料の導入は必要。	
保証協会関係 中小企業団体関係	信用リスクを一定程度考慮した保険料の体系は、公平かつ柔軟な制度の実現の観点から必要だが、保証料の過度な引き上げが行われないよう、配慮が必要。	
保証協会関係	現在の保証料率を基準に代位弁済状況を考慮して、経営状況の良好な先は引き下げ、悪い先については大幅アップとならないような配慮が必要。	
保証協会関係	保証料率の弾力化は必要だが、定量評価(CRD評価)・定性評価を考慮した信用リスクのほか、保証期間や保証金額によるリスクも加味した保証料体系が必要。	
保証協会関係	金融機関の貸付利率と保証協会の保証料率とは性格的には必ずしも同一でない。従って、保証料率は基本的には経営状況にかかわらず同一とすべき。	

保証協会関係	保証料率の弾力化に当たっては、一律の保証料率を基本として、経営内容の良好な企業に対して、保証協会の裁量でディスカウントできるようにしてはどうか。
保証協会関係	保証料率を、企業の財務内容・信用リスク等を考慮した体系に再構築することは望ましいと考えられるが、一般保証についてのみ導入すべきである。
保証協会関係	理論的には分かるが、現実論としては、定性要因・定量要因の加味の仕方も含め、新たな中小企業者層の利用に繋がる設計とできるかは疑問。
中小企業団体関係	特に小規模零細企業の信用力の評価を行う際は、その特性である定性面にも十分考慮し、割高な保証料を余儀なくされることのないよう十分配慮いただきたい。
中小企業団体関係	小規模零細企業に影響を与えるような料率の弾力化は見直しをお願いしたい。
中小企業団体関係	信用リスクを一定程度考慮することはやむを得ないところもあるが、保証料率の上限は現状として欲しい。
中小企業団体関係	リスクによる保証料率の自由化は特に小規模企業において不利になる場合が考えられるので、検討が必要。料率の弾力化が導入されるなら、上限保証料率を設けるべき。
中小企業団体関係	特に、特別小口保証等は、一律金利(保証料率)が望まれる。
中小企業団体関係	低い利益率で経営を維持してきた中小企業にとって保証料率の引き上げは命取りになる可能性もあることなどを踏まえ、当面、基本的な保証料率の目処を示すことは維持されるべき。
金融機関関係	本報告の方向性については、基本的に賛成。しかし、「柔軟な検討」に当たっては、信用リスクに応じた保証料率の適用方法について、政策的視点からの現実的な検討を要望。
自治体関係	保証料体系の見直しについては、「とりまとめ(案)」にあるようなメリットも認められるが、リスクに応じた保証料の引上げが中小企業にとって過度な負担増とならないよう配慮することが必要。
自治体関係	保証料率の弾力化に当たっては、経営内容の厳しい中小企業に対しても円滑な資金供給が図られるよう配慮すべき。
中小企業者等	料率の弾力化についての言及は非常に重要。

「とりまとめ(案)」においては、中小企業者の信用度を定量的・定性的に評価した上で、これを適切に考慮した保証料体系を構築することにより、公平かつ柔軟な制度とし、より幅広い中小企業者に適切な条件で対応できるように見直すべきとの指摘がなされている。
今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。

中小企業者等	リスクを定量評価することは大いに賛成で、迅速な評価が可能になれば保証料率の弾力化も可能であると考える。	
中小企業者等	料率の弾力化は、信用補完制度は、市場主義の補完、補正を一層徹底すべきであることや、実務運用面でも対応が困難であり、不透明・不公正な事態を招く恐れもあることから、疑問。	
中小企業者等	小規模企業に対しては、特段の配慮が必要。小規模零細企業集積度によるエリア別の保証料率の設定など、企業体質に応じた保証料率の導入も望まれる。	
中小企業団体関係	中小企業の負担を勘案し、保証料の分割払いについても、支払い回数の増加等の弾力的な対応を検討されたい。	保証料の分割払いは、現在でも可能となっているが、運用改善の必要性について検討したい。
保証協会関係	保証料率の弾力化について早急に方針を示していただくとともに、各協会ごとで柔軟に取り扱える(コベナンツ条項による期中での保証料率の変動、一定条件での更なる割引料率の適用等)ような裁量を与える形での検討をお願いしたい。	「とりまとめ(案)」においては、保証料体系をより柔軟なものとするためには、保険設計においても、信用リスクを一定程度考慮した保険料体系の構築が必要との指摘がなされている。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえて検討したい。
保証協会関係	保証料率の弾力化は、保険料率と連動した体系とすることを要望。また、導入に当たっては、統一基準を示して欲しい。	
保証協会関係	時代背景より、信用リスクにあった保証料率の導入はやむを得ないが、料率決定基準については、公平感を損なわず、また、説明責任が果たせる体系が必要。	
保証協会関係	有担保保険の案件と無担保保険の案件の信用リスクの差に鑑み、この点を考慮した保険料体系の構築が必要。	
金融機関関係	保証料体系をより柔軟なものにするためには、保険設計においても、原則、リスク評価に基づくものとするべき。	
自治体関係	リスクに応じた保証料の基本的な考え方については、ある程度全国的にベースとなる考え方を示した方が公平性が保たれるのではないかと。ただし、個別のリスク評価においては地域の実情を考慮することも必要。	
自治体関係	保険料のリスク対応型については、複雑な形態とならないよう、十分配慮していただきたい。	
金融機関関係	保証料率の弾力化を活用し、創業者向け商品や、第三者保証人が不要な商品等の新たな保証商品の提供をお願いしたい。	既に、創業者向け商品や第三者保証人が不要な商品はいくつかあるが、その拡大が可能か、引き続き検討したい。

保証協会関係	金融機関のリスク評価による融資利率の設定は、100%保証の現行の保証付き融資であっても行われている。保証料率の格差は最小限に留め、加えて、金融機関の融資利率の設定に、保証付き融資の特別扱い(引下げ)を義務づけるよう、金融庁の検査等により指導していただきたい。	当省としては、金融機関は、保証協会の保証付きであることを加味した上で、リスク評価に応じた適切な融資利率が設定されるべきであるとの考え。
保証協会関係	保証料の弾力化に基本的に賛成であるが、中小企業の経営への取組姿勢等と連動させる仕組みが重要。	「中小企業会計」に沿った計算書類の作成等、積極的な財務管理や経営管理に取り組む中小企業に対する料率の割引制度の拡充についても検討が必要であるとの考え。
保証協会関係	信用リスク評価モデルの活用以前に、中小企業者の決算書類を正確なものとする取組が必要。	
中小企業団体関係	中小企業会計に沿った計算書類の作成等により、料率の割引制度の拡充についても検討がされるべき。	

保証協会の事務の簡素化・効率化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係 中小企業団体関係	保証協会の事務の簡素化・効率化については、事業者からの意見が多い要望であり、早急に進めていただきたい。	関係者の意見も踏まえ、早急に検討・実施したい。また、保証協会や中小公庫保険部門に対しては適切な指導を行ってまいりたい。
保証協会関係	制度の仕組み・運営方法について、各保証協会が行っているコンピュータシステムの共同開発の状況等にも十分配慮願いたい。	
保証協会関係 中小企業団体関係 金融機関関係	申込書類等の様式や事務手続きを全国統一すべき。同時に審査体制の迅速化・効率化を図るべき。その際、主務省の指導が期待される。	
中小企業者等	赤字対策が重要課題であるとすれば、明確な目標設定の下に、業務・事務の簡素化等の可能性・具体化を検討すべき。	業務・事務の簡素化は、赤字対策よりも利用者の利便性向上のために必要であると認識しているが、保証協会及び中小公庫保険部門において、業務・事務について網羅的に検証し、対応策を検討・実施していく考え。
自治体関係	業務の電子化については、様々な大きな課題があるため、継続可能な開発計画の構築等に十分配慮すること。	「とりまとめ(案)」においては、保証協会においても、効率性や利用者の利便性向上の観点から、業務全般について電子化に係る取組を加速すべきとの指摘がなされている。指摘を踏まえ、保証協会において、進めることが適当との考え。
保証協会関係	電子申請については、金融機関の方は、ハード面の対応や負担が大きく、連合会を通じて全銀協等との調整を踏まえた上で慎重に実施すべき。	「とりまとめ(案)」においては、今後、金融機関との調整を進め、平成17年度中にも、速やかに導入すべきとの指摘がなされている。既に「e-Japan戦略」に基づき、関係者とも調整して進めているところであるが、今後とも、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
金融機関関係	電子申請については、「今後、利用者の利便性・効率性を高める仕様を策定した上で、速やかな導入を進める必要がある。」とすべき。	

保証協会関係	最近の判例をも勘案した約定書の作成等が必要。	連合会を中心として検討を行うことが適当との考え。
中小企業者等	免責条項の解釈の統一については、保証協会と金融機関とが締結する基本契約の免責条項と、中小公庫保険部門と保証協会とが締結する約款の免責条項との解釈についても統一する必要がある。	事実関係を精査の上、関係者の意見を踏まえ、検討したい。
金融機関関係	免責条項の解釈の統一等については、可及的速やかに実現していただきたい。併せて、代位弁済請求時における過重な情報提供指示や挙証責任の転換が頻発している事実があり、改善をお願いしたい。	

回収の合理化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係	特別保証制度以外にも協会サービスへの委託費用控除を検討すべきとの提案は、早急に実施願いたい。	「とりまとめ(案)」においても、特別保証以外におけるサービス委託費用控除について指摘がなされている。今後、関係者の意見も踏まえ、検討したい。 「とりまとめ(案)」においては、回収における事務的負担を軽減し、合理的な回収に取り組むことを目指すべき旨の指摘がなされている。また、審議会の中では、無担保又は無第三者保証人の比率の増加といった利用者サービスの向上による回収率低下等についても指摘があり、こうした点も含め、今後、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	一定期間経過後、自動的に求償権整理措置に移行すべきではない。	
保証協会関係	回収率の低下としては、保全の弱体化が最も大きな要因であり、この点を踏まえた見直しをすべき。	
保証協会関係	一般案件の求償権の処理方法についても、合理的、効率的、迅速に処理ができるよう、これに係る事務を全面的に見直していただきたい。	
金融機関関係	保証協会及び協会サービスにおいて「これ以上の人員配置は他の機能に影響を与える懸念がある」とされていることから、協会サービスをマスターサービスとして、更に個別案件について民間サービスへ再委託を検討すべき。	まずは、保証協会において必要性を含め、検証すべき課題であるとの考え。

リスク評価システムの活用

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係	リスク評価システムの活用については、引き続き推進が必要。	「とりまとめ(案)」においては、保証協会は、全国共通のリスク評価システムとしてCRDを利用しているが、リスク審査モデルとしての活用状況は、協会ごとに様々であり、今後、リスク審査モデルの活用を更に進め、審査の迅速化等を推進するとともに、金融機関との審査モデルの共有化についても取り組むべきとの指摘がなされている。保証協会における積極的な取組を引き続き促していく考え。
金融機関関係	CRD以外にも様々な信用リスクデータベースが整備されつつある中、CRD導入行と非導入行とで、実務的な負担に差が生じることは避けるべき。	
中小企業者等	リスク評価システムでは統計的な客観情報に基づくモデルを採用することが望ましい。	
中小企業者等	金融機関との審査モデルの共有化は、効果的であるが、一部の金融機関では独自の審査モデルを開発・活用するという話もあり、共有化への道は遠いのではないか。	

保証協会と金融機関との適切な責任分担

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係	部分保証制度のみならず、負担金方式を選択できる制度については、選択肢が広がったことから評価できる内容。	「とりまとめ(案)」においては、中小企業者の資金調達への影響を懸念する声を踏まえ、当面は、部分保証制度と負担金方式との選択制が適当であること、負担金方式は、金融機関が部分保証制度と同等の責任分担を行い、中小企業に対する責任ある取組が行われる方式とすること、等が指摘されている。今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。なお、一定の代位弁済率を上回った場合に限り、金融機関が負担を負うポートフォリオ型方式は、上記の金融機関が部分保証制度と同等の責任分担を行う方式ではないとの理解。
保証協会関係	選択制については意見を汲み取っていただいた。代位弁済の実績を利用した負担金方式が影響が少ないと考える。	
保証協会関係	責任分担の必要性は理解。ただし、部分保証制度よりも、負担金方式(一定の代位弁済率を上回った場合に金融機関が支払うポートフォリオ型方式を含む。)を優先的に検討すべき。	
保証協会関係	「債権が保全されている」という利益を享受し続けている金融機関にも一定の負担を求めようとするのも当然のことと思われるが、取組方法については一考が必要。「代位弁済に伴う負担金方式」を採った方がよりスムーズに責任分担が実現可能と思われる。	
保証協会関係	部分保証に基本的に賛同しかねるが、具体的検討に当たっては、よりシンプルに金融機関にも中小企業者にも分かりやすいものを検討すべき。	
保証協会関係	システム対応に少なくとも6ヶ月以上要するため、負担金方式の具体的なスキームについて早急に検討していただきたい。	
保証協会関係	負担金方式において、保証協会が金融機関から受け入れた負担金の一定割合を信用保険に納付することで適切な責任分担が可能となることから、そのための統一的な経理処理規定を設けることが必要。	
保証協会関係 中小企業団体関係	固有貸金(プロパー融資)と保証付きの協調融資で十分。この場合、無責任な融資はできないはず。銀行のグローバリゼーションを考えると、仕方ないかもしれないが、敢えて制度化しなくても良いのではないかと。	
中小企業団体関係	金融機関は、目利き能力を発揮せず、安易に県の制度に過度に頼っているのではないかと。金融機関に何%かの責任と負担を負わせることで、信用調査が慎重に行われることに繋がるのではないかとと思う。	
中小企業団体関係	金融機関にリスク負担がない、という国民的感情からすれば論拠は分らないくもないが、金融機関の貸出姿勢への影響が自明であり、賛成できない。特に、部分保証は法律上も実務上も複雑であり、代弁率の高い金融機関に代弁率を基にペナルティーを課す方法をまず考えるべき。	
中小企業団体関係	部分保証制度の場合、中小零細企業の資金調達・事業継続等に大きな影響を及ぼすのではないかと。	

中小企業団体関係	部分保証の導入は、今以上に金融機関の優位を決定づけるため、企業にとって円滑な借入を阻む恐れもあり、反対。	
中小企業団体関係 金融機関関係	外国諸国が部分保証であることが理由の一つになっているが、各国ごとに歴史的経緯や仕組みが異なるので、単純な根拠とはならない。	
金融機関関係	部分保証制度への全面移行については、金融機関にとって、受け入れ態勢の環境も整っておらず、時期尚早と考える。当面は負担金方式を優先させるべき。	
金融機関関係	保証割れ債権の回収・最終処理方法については、一律的な方法に限定するのではなく、複数用意し、金融機関が任意に選択できる制度とすべき。	
金融機関関係	保証付き融資の無担保保証と有担保保証の回収率は異なり、負担金に回収率を反映させない場合、各金融機関の間等において、実務面からみて不公平な結果を招くこととなる。	
金融機関関係	部分保証であって、担保や保証人を徴求した場合、協会保証部分に優先弁済されない制度とすべき。	
金融機関関係	保証協会と金融機関との責任分担を図る制度（以下「責任分担制度」という。）の設計の際には、金融機関との実務者レベルの意見交換の機会を設け、検討期間及びその後の金融機関における実務対応準備期間を十分に確保していただきたい。また、方式の詳細確定及びシステム対応のため、少なくとも2年程度以上の準備期間が必要。	
自治体関係	信用補完制度のあり方からすれば、金融機関も一定の負担を行うべきではあるが、部分保証と負担金方式の他に、一定の代位弁済率を上回った場合に金融機関が支払う負担金方式を加え、これらの方式の選択制とし、各協会の裁量で選択すれば良いのではないか。	
中小企業団体関係	金融機関の自己資本比率の低下要因となる等により、中小企業貸出を抑制するので反対。	負担金方式としては、自己資本比率の低下を一義的には招かないものを想定している。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	特別小口保証、セーフティネット保証は、責任分担の対象から除外することを検討すべき。	
保証協会関係	責任分担制度を全ての保証制度に導入することは避けるべき。特に、小規模零細企業には配慮して欲しい。	

保証協会関係	部分保証は、既に実施されている制度に限定すべきで、仮に部分保証を導入するのであれば、金融機関や中小企業者の声を踏まえ、保証利用に与える影響を十分検証した上で、制度や実施時期等を段階的に導入して欲しい。	「とりまとめ(案)」においては、 中小企業者の資金調達への影響を懸念する声を踏まえ、当面は、部分保証制度と負担金方式との選択制が適当であること、 当該制度は、原則として、一律に導入されることが望ましいが、中小企業金融における信用補完制度の重要性に鑑み、導入対象となる保証制度や時期等については柔軟に検討すべき、 との指摘がなされている。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	保証金額が一定金額以内である場合には全額保証とするなど、中小企業者に対する資金繰り円滑化に資する支援策も検討すべき。	
中小企業団体関係	実行段階においては、特に小規模零細企業への資金供給が円滑に行われるよう政策的な配慮が必要。	
中小企業団体関係	小規模零細企業に影響を与えるような責任分担方式の拡大等への制度の変更は見直しをお願いしたい。	
中小企業団体関係	100%保証を維持すべき。仮に、責任分担制度を導入する場合は、中小企業の規模等により一定の目標となる代弁率を設定し、その範囲内の金融機関は全部保証としたり、無担保保証の8千万円については責任分担制度の対象外とすることなども検討すべき。	
中小企業団体関係	中小企業金融における信用補完制度の重要性に鑑み、柔軟に検討することが望まれる。	
金融機関関係	責任分担制度の導入の際には、災害復旧、連鎖倒産防止関連融資等の保証は、100%保証制度として存続して欲しい。	
金融機関関係	本報告の方向性については、基本的に賛成。しかし、「柔軟な検討」に当たっては、小零細企業の実情等に配慮して、100%保証の存続や時期についても、現実的な検討をすべき。	説明については、融資・保証に係る当事者が一義的には行うべきものであると考えるが、当省としても、必要に応じ、適切な対応を行ってまいりたい。
自治体関係	金融機関と保証協会との責任分担への移行については賛成だが、零細企業等の資金供給に支障が出ないよう、創業関連、特別小口、セーフティネット保証、制度融資については、当分の間、全部保証の継続も検討すべき。	
中小企業団体関係	負担金方式と部分保証との選択制について、いずれの方法を採用する場合であっても、その選択により、中小企業への貸出姿勢に悪影響が生じないことが事前に確認され、中小企業に説明されることを前提とすべき。	
金融機関関係	責任分担制度の導入については、中小企業者やその業界団体に対し、行政サイドからも十分な周知徹底をして欲しい。	
保証協会関係 自治体関係	制度の維持発展のため、責任分担制度の導入は必要であるが、中小零細企業の資金調達に支障を来すなどの信用収縮に繋がらないよう、中小企業庁からの金融機関、関係省庁等に対する働きかけも必要である。	

保証協会関係	金融機関との適切な責任分担について異論はないが、中小零細企業への資金供給が阻害されないよう慎重に配慮し、検討すべき。	「とりまとめ(案)」においては、中小企業者の資金調達への影響を懸念する声を踏まえ、当面は、部分保証制度と負担金方式との選択制が適当との指摘がなされている。 本制度見直しが信用収縮に繋がらないよう、関係省庁等との連携や、必要なフォローアップ等も実施していく考え。 また、保証協会、中小企業支援機関、自治体等においても、金融機関の斡旋、ビジネスマッチング、財務管理のアドバイス等、よりきめ細かい経営支援に取り組むことも求められるとの考え。
保証協会関係	利用者の声に耳を傾け、検討を行った上で、具体策が実施されることを希望。	
保証協会関係	事業規模の小さい企業や保証利用金額の小さい企業が資金調達に支障を来さないような対策を講じて欲しい。	
中小企業団体関係	責任分担制度の導入により、中小企業者の資金調達への影響も懸念される。従って、零細企業が多く占める地方の実態を踏まえ、適切な措置を講じるべき。	
中小企業団体関係	部分保証の導入については、以前のような「貸し渋り」が横行する可能性も否定できない。	
中小企業団体関係	部分保証の導入は、今以上に金融機関の優位性を増長させるものであり、企業側にとって円滑な借入を阻む恐れもあり、容認できない。	
中小企業団体関係	全ての保証付き融資に100%保証を付すことには意見もあるところだが、貸し渋りが助長されるような制度は導入すべきではない。また、導入が考えられるとすれば、基本的な制度融資等については、こうした制度を導入すべきではない。	
中小企業団体関係	関係当局においては、今後とも、中小企業者の意見を十分に聴き、その意見次第では改めて弾力的な対応や見直しの方向性について再検討すべき。	
中小企業団体関係	一定期間後に制度の実施状況や利用者である中小企業の声聞くための仕組みを具体的に講じ、定期的なフォローアップを実施し、見直すべき。	
金融機関関係	責任分担制度を導入した後であっても、小零細企業の資金調達環境が影響を受けているのか否かを検証し、その結果を踏まえた制度の不断の見直しを行える仕組みを設けるべき。	
金融機関関係	部分保証の導入は、慎重に検討すべき。	
自治体関係	金融機関に応分のリスク負担を求めるに当たっては、中小企業に対する金融機関の貸出姿勢の消極化など悪影響が生じないよう、十分な対策を講じるべき。	
中小企業者等	責任分担制度については、貸し手側の金融機関のリスク回避が優先され、資金供給が円滑に実施されないことが懸念される。	

保証協会関係	両方式の併存は、分かりにくさや不公平感を生じる虞があることから方式の統一が望まれる。	「とりまとめ(案)」においては、種々の方式が併存する不都合も発生する可能性もあることから、一定期間後に制度の実施状況や利用者の声を踏まえて、方式の統一の適否について検討することが適当との指摘がなされている。一定期間後に、制度の実施状況や利用者の声を踏まえて、方式の統一に関して検討したい。
金融機関関係	部分保証制度と負担金方式の方式統一の検討に当たっては、金融機関における選択の状況等を勘案し、金融機関に新たな負担を強いるような方式の一本化は避けていただきたい。	
金融機関関係	保証協会と金融機関の責任分担の必要性があることについて異論はないが、これまでもリスク分担してきたことを記載していただきたい。	金融機関が一定のリスク分担を行ってきたことについては、「とりまとめ(案)」及び参考資料集から読み取れるものと理解。
中小企業団体関係 自治体関係	部分保証の拡大は、中小企業者、特に零細企業者の資金調達に与える影響が懸念されるところだが、具体的に想定される影響等について、可能な範囲で示していただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、単純な部分保証の拡大は、中小企業者への資金調達に与える影響について、金融機関、保証協会、中小企業団体等を中心に懸念の声があるとの指摘がなされている。なお、このため、当面は、負担金方式との選択制とすべき旨の指摘がなされている。
金融機関関係	部分保証制度と負担金方式とを選択制とするに当たっては、それぞれの新BIS規制・自己査定ルール及び税務への影響について明確化して欲しい。	関係省庁とも協議の上、できる限り明確化する考え。
金融機関関係	負担金方式における負担金の算定について、「過去の代位弁済率の実績」ではなく、新規融資分からの適用を明確にするため、「代位弁済率の実績」にすべき。	新制度導入以前の融資分から遡及的に負担金を算出するというではない。
保証協会関係 自治体関係	自治体の制度融資への責任分担制度の導入は避けるべき。仮に、導入された場合は、制度融資がそれに適切に対応できるよう、十分な準備期間を設けること。	「とりまとめ(案)」においては、既存の保証協会と金融機関とが提携して実施している制度等の信用補完制度を活用している制度については、責任分担制度を前提とした見直しが求められ、特に基金造成のみを目的として、金融機関から負担金を徴求する制度は、原則として廃止することが望ましいとの指摘がなされている。本制度を活用する以上、その基礎となる制度の見直しを踏まえた見直しが必要との考え。なお、自治体に対しても、必要な情報提供は行う考え。
保証協会関係	基金造成のみを目的とした金融機関から負担金を徴求する制度についても、存続を認めていただきたい。	
金融機関関係	既存の保証協会と金融機関とが提携して実施している制度を新たな責任分担の対象外とする必要がある。	

持続的な運営基盤の確立

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
中小企業者等	「検討」や「見直し」とあるが、将来の展望が分かりにくく何年後に廃止や縮小を検討すべきか具体的に示していただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、信用補完制度の中小企業金融における重要性の再確認がなされるとともに、持続可能な制度の確立を含む制度見直しを行うという趣旨の指摘がなされている。今回の制度見直しによる効果を見ながら、更なる見直しについて検討する考え。
中小企業者等	この制度の評価を誰がどのようにするのが不透明であることは、この制度の問題と考える。最終的に国民が判断するのであれば、意見は圧倒的に制度の大幅な縮小を求めるであろうと考える。	

中小企業者等	この案によってどれだけ代位弁済額が削減されるのかのシミュレーションを提示して欲しい。中小企業におけるオーバーバンキングの問題、国家の赤字削減が急務となっている現状を考えれば、どれだけ税金を節約できるかは、非常に重要な課題。	御指摘の数値化は困難であるが、制度見直しの実施状況や影響等については、適切なフォローアップを行い、必要な検証・見直しを行う考え。
保証協会関係	問題の根幹が保険収支であることは明白であるが、それを即、部分保証の導入や保証料弾力化につなげるのは早計である。	審議会の中でも、委員から「特別保証制度を除いた収支について議論すべき。」との御意見があり、データについては参考資料集にも盛り込み、「とりまとめ(案)」においても、この点を踏まえた指摘がなされている。 なお、特別保証制度以外の収支で見ても、改善傾向にはあるものの、平成9年以前より収支は悪化している状況。 また、本見直しは、赤字解消を目的としたものではなく、制度の役割がより重要になってきた中で、長年、抜本的な見直しを行ってこなかったことを踏まえ、より良い制度へと見直すべく行うもの。
中小企業団体関係	見直しの契機は大幅な保険収支の赤字と考えられるが、特別保証の影響が大きく、その影響は沈静化されることから、あまりにも急激な見直しは避けるべき。	
中小企業者等	近年の大幅赤字は特別保証制度の影響が大きく、トータルの収支、特別保証関係を除いた収支、それぞれの見通しを明示し、評価・検討することが必要。	
保証協会関係	信用補完制度の一定の赤字幅は政策コストとしてやむを得ないものであり、また、収支は改善傾向にある。収支赤字が容認できない範囲とするならば、どの程度であれば容認できるのか示すべき。	審議会の中でも、委員から「納税者の視点を踏まえた見直しを行うべし」との御意見も何度かあり、また、中小企業団体関係や中小企業者等の方から頂いた御意見を踏まえても、制度関係者は、まず、効率的に政策目的を達成するための不断の努力を行うことが必要との考え。
中小企業団体関係	保険収支は黒字になるようには設計されておらず、赤字幅を少しでも小さくすることに腐心すべき。	
中小企業団体関係	具体的な収支改善の取組は、平成15年度の保険料改定効果を見極めつつ、中小公庫保険部門の事務の合理化や本制度見直しによる影響等について評価を行った上で、不断の努力をもって実施すべき。	「とりまとめ(案)」においても、保険収支は、引き続き、相当額の赤字が見込まれる状況にあり、保険設計の見直しを検討すべきであるが、平成15年度の保険料改定効果、中小公庫保険部門の事務の合理化や本制度見直しによる影響等について評価を行った上で、検討することが適当との指摘がなされている。
保証協会関係	保証協会はあくまで自己責任の下に運営していくべき。本来の保証業務と協会の収支が調和した運営が理想。また、基金準備金の取り崩しについては、基準を明確にしていきたい。	「とりまとめ(案)」においては、基金準備金の取り崩しについては、一定の明確なルールの下、弾力的に認めることも検討すべきとの指摘がなされている。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	今回の見直しに対応するためには、相当額のシステム費用を要する。よって、基金準備金の一部について弾力的かつ計画的に取り崩すことを認めて欲しい。	
保証協会関係	基金準備金の取り崩しを認めることについて検討項目となっていることは非常にありがたく、早急に形としていただきたい。	
保証協会関係 中小企業団体関係	保険収支が赤字になっている協会については、一定の基準により填補率を引き下げるなり、また、保険料を引き上げる等の検討が必要。	「とりまとめ(案)」においては、利用者の実績等に応じて、填補率等を弾力的に適用することについても、検討すべきとの指摘がなされている。 今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係 自治体関係	保険収支については、大協会と地方協会に格差があり、一律的な設計の導入には問題点もある。	

保証協会関係 自治体関係	協会毎の代位弁済率、回収率等を加味した保険料率とし、適切な運営を行う協会のインセンティブ等となる制度構築をお願いしたい。	
保証協会関係	同一地区に複数協会があることも保険収支赤字の原因であり、地域一協会の体制とすべき。	御指摘の内容を示すデータ等は現在の所把握しておらず、審議会でもそのような議論はなかったが、今後、事実関係を調査したい。
自治体関係	信用保険財政の問題が自治体の負担に転嫁されるような事態を招かないよう、制度構築を行うべき。	自治体が信用補完制度を活用する限りにおいては、本制度の見直しに併せて、必要な見直しを行っていただく必要があるとの考え。

(制度融資)

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係	利用されていない制度融資は、利用者にとって真に必要な制度となるよう考慮。国による一層の指導と平準化を行うべき。	「とりまとめ(案)」においては、利用実績がない制度の廃止を含めた見直しや地方自治体として十分な運用責任を果たしていない制度については、その必要性を十分吟味の上で、見直すことが必要であるとの指摘がなされている。 なお、制度融資については、自治体と保証協会との適切な責任分担の観点も踏まえ、当事者である自治体と保証協会が協議の上、取り組むことが望まれる。
保証協会関係	自治体が自己の財政悪化を理由に、損失補償等の支援を後退させる動きがある制度の見直しは必要であるが、中小企業行政の後退とならないよう留意願いたい。	
保証協会関係	一定の代位弁済率を超える制度融資に対しては、自治体による損失補償を要望。保証料率を引き下げている制度融資については、減免率の50%を目処に自治体が財政支援を行って欲しい。	
保証協会関係	制度融資は、保証料率も低率で代弁率も高い。回収促進の観点から、回収に成功した場合、自治体が一定の納付免除を行うなどの措置が必要。	
自治体関係	制度融資の中には、信用補完制度に及ぼす影響が大きいものもあり、制度融資の有効性についても十分検証すべき。もとより、自治体はその運用責任を果たさなければならないことは言うまでもない。	
保証協会関係 中小企業団体関係	事故率の高い制度融資については、十分に検討を行う必要はある。しかしながら、自治体が責任を持って必要な財政支援を講ずればよく、填補率や包括保険の対象から除外することは慎重に検討すべき。	「とりまとめ(案)」においては、地方自治体の政策判断により、非常に事故率の高い制度融資を行う場合には、地方自治体が必要に応じて必要な財政措置を講ずるべきであり、信用保険制度において全国制度と同一の填補率や無制限に保険引受を行うことは合理性に乏しく、見直しが必要との指摘がなされている。 今後の具体化に当たっては、今後、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	制度融資は全般的に事故率が低く、また、幅広く利用されていることなどから、地域の金融円滑化等への対応に配慮し、制度融資に対する保険引受の制限は、導入しないで欲しい。	
自治体関係	制度融資は総じて事故率は低い状況。リスクが低いのであれば保証料率は低くても問題ないのではないか。もう少し表現を丁寧にしないと矛盾している状況になるのではないかな。	「とりまとめ(案)」においては、保証料率を低く抑えている一方で、保証料補給等がない制度のように、自治体として十分な運用責任を果たしていない制度は、その必要性を十分吟味の上、見直すことが必要という旨の指摘がなされている。 必要性を十分吟味した上で、自治体において、保証協会とも協議し、見直していただきたい。

金融機関関係	適切な責任分担を行う前提として、リスクに対する合理的なプライシングが必要となるが、市場原理に反した金利設定を行っている制度融資等は廃止すべき。	「とりまとめ(案)」においては、金利等の制度設計が硬直化していることから、制度の趣旨に即した円滑な利用がなされていないとの声も強く、実態を精査の上、廃止を含めて、必要な見直しを行うべきとの指摘がなされている。 制度融資は一義的には、自治体の判断で見直しがされることとなるが、適切な見直しが行われることが望まれる。
金融機関関係	市場原理に反した制度融資については、廃止をするなど見直しを行っていただきたい。仮に、自治体が政策的な判断から存続が必要とする場合は、100%保証とするとともに、自治体が負担金の担い手となるべき。	
保証協会関係	制度融資も整理が必要なものもあるが、国の別枠制度保証の整理も行うべき。	国の別枠制度保証についても、その必要性等を精査し、見直しを検討したい。

運営規律の強化

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
保証協会関係	協会独自の中長期経営計画を策定し、実践する中で説明責任を果たしていくべき。全国共通の課題と地域の状況を勘案した計画内容が必要であり各協会の自律的な展開こそが必要。	「とりまとめ(案)」においては、協会自らが策定した計画について公表し、第三者が評価する等により、説明責任を果たすことが必要との趣旨の指摘がなされている。
金融機関関係	中小企業へ資金交付後の定期的な面談等、保証協会側でも中小企業からの情報収集を強化していただきたい。	「とりまとめ(案)」においては、経営支援は、一義的に金融機関が行うのが望ましいが、保証協会でも、金融機関との連携強化や経営支援の強化を通じて、この点についても改善していく必要があるとの指摘がなされている。 今後、保証協会においては、金融機関との連携強化等により、中小企業からの必要な情報収集が求められる。
保証協会関係	第三者による評価制度は是非導入すべきであり、その場合、第三者としては、公認会計士や弁護士が望ましい。	会計処理やコンプライアンス等だけを評価するわけではなく全般的な評価を行う点も考慮し、今後の具体化に向けて検討したい。
金融機関関係	報告案には記載されていないが、信用保証協会のガバナンスの一つとして、「金融機関に対する差別的取扱いの禁止」を織り込むべきである。	事実関係を精査の上、適切な対応を検討したい。
保証協会関係 中小企業者等	連合会には従前の調整機能は残しつつも、全国的に取り組むべき重要課題については、保証協会に対して、迅速に指導性を発揮できる機能・権限を持たせる検討が必要である。	「とりまとめ(案)」においては、連合会は、今回の見直しを円滑に推進していく観点から、全国的に取り組むべき重要課題についての調整機能を強化し、一層の積極的な役割を果たすべきと指摘がなされている。 今後、速やかに具体化に向けて検討したい。
保証協会関係	連合会の機能強化について基本的に異論はないが、各協会の独自性・自主性を重んじて欲しい。	
保証協会関係	保証協会と中小公庫との連携強化は必要だが、あくまでも「要請に応じて適切な助言」にとどめ、保証審査等の中身にまで入るなど、協会の自主性や主体性を損なうことのないようにすべき。	今後、中小公庫保険部門において、保証協会の意見も踏まえた必要な体制の確保が求められる。

中小企業団体関係	「地域密着型金融推進計画」に制度利用に関する考え方や計画などを盛り込むことは、利用者の利便性の向上や、地域金融の円滑化に資することから賛成。	御指摘の点については、委員からの意見も踏まえ、若干の修文を行うこととする。
金融機関関係	「地域密着型金融推進計画」に信用補完制度の利用に関する考え方などを盛り込むとの記載があるが、金融機関に義務付けるものでないことを確認したい。	
金融機関関係	金融機関の制度利用に係る規律の強化については、地域金融機関だけを対象とした規律付けとなっていること等から、削除すべき。	
自治体関係	地方自治体も保証協会はもちろん金融機関との連携が必要であり、「地域密着型金融推進計画」の中で、地方自治体との連携についても触れていただきたい。	審議会においては、制度融資に関する議論はあり、その範囲での記載となっている。いずれにせよ、今後とも、制度融資の適切な運営等の観点から、金融機関の意見も踏まえつつ、連携を図っていただきたい。
自治体関係	地方自治体に期待する役割は何で、どこまで関与して欲しいと思っておられるのか示して欲しい。	信用補完制度を適切に運用する観点から、保証協会に対する適切な財政支援や制度融資における信用補完制度の適切な活用を、国とも必要な連携を図りつつ、行っていただきたい。
保証協会関係	保証を利用している中小企業のうち保証付きのみの利用となっている約2/3が自主的な努力を実践できるための取組が望まれる。	「とりまとめ(案)」においては、経営努力に取り組んでいる中小企業に対する保証料等の割引制度拡充についての指摘がなされている。今後の具体化に当たっては、関係者の意見も踏まえ、検討したい。
保証協会関係	経済産業省による指導・監督を受けることは当然であるが、各保証協会の方針、規模、地域性等を考慮した上で、お願いしたい。	信用補完制度は全国的な制度であるが、必要に応じ、保証協会の地域性等についても考慮した上で、指導・監督を行う考え。

その他

意見提出者	提出意見概要	基本的考え方
金融機関関係	40年近く根本的な見直しが行われてこなかった信用補完制度を、利用者の新たなニーズを踏まえて、金融機関、中小企業者、信用保証協会、政府がともにリスクを分かち合うことで、持続可能な制度へと衣替えするという、本報告の方向性については、基本的に賛成。	具体化に当たっては、本報告書の内容を踏まえ、速やかに検討・実施したい。
中小企業者等	「とりまとめ(案)」の内容を興味深く拝見。特に、保証協会の役割として、経営・再生支援の体制整備等に加え、信用補完制度の運営規律の強化・適切な評価の明確化について提言しており、信用補完制度が我が国の中小企業施策の中核的役割を担っていく上からも、是非とも本案実現に向けて進めていって頂きたい。	

自治体関係	今回の制度見直しは、大規模なものであり、小規模事業者や経営が不安定な事業者に対する一定期間の適用猶予といった経過措置等を含め、長期計画による暫時段階的な導入を図ること。	制度見直しに係る課題ごとに、その必要性について検証し、検討・実施したい。
保証協会関係 中小企業団体関係	「とりまとめ(案)」の実現に際しては、持続可能で、かつ、関係者が十分その重要性を認識した上で、検討実施していただきたい。	本取りまとめに際しても、昨年12月から開催した審議会において、中小企業団体の代表や連合会代表等に委員として審議に御参画いただき、本「とりまとめ(案)」をとりまとめていただいたところであるが、引き続き、関係者の御意見も踏まえて、検討したい。
中小企業団体関係	中小企業者の意見を十分に聴取する場と期間を設けるべき。	
中小企業団体関係	当初の返済条件を履行することが困難になった場合でも返済条件の変更に柔軟に対応すること。	現在でも、借換保証制度の活用等により、中小企業の返済能力に応じて柔軟に対応すべく努めている。
保証協会関係	今回の見直し実施に係るタイムスケジュールを提示して欲しい。	案件により、内容が異なるため、今後、関係者の意見も踏まえ、決めていくこととなるとの考え。できるものから、早急に検討・実施したい。
中小企業団体関係	運送業については陸運局の許可がなければ保証対象とならないが、当該許可がない場合や取得予定の場合にも保証対象とすることについて、可能であれば検討いただきたい。	まずは、その必要性や可能性について、関係者等に対して調査を実施し、見直すべき点があれば、見直したい。
金融機関関係	中小企業向けのリース契約や割賦契約に対する保証制度の創設を検討されれば、融資と異なる視点での中小企業振興が実現可能となる。	
自治体関係	新規開業予定者の自己資金要件の緩和を創業予定者からよく聞く。この点についての記載もあって良いのではないか。	